

令和4年12月

宇土市議会定例会議案（その3）

令和4年11月30日招集

令和4年12月市議会定例会議案（その3）目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第113号	宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第114号	宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	2
議案第115号	宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第116号	宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	4
議案第117号	令和4年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について	9 別冊
議案第118号	令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	〃
議案第119号	令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について	10 別冊
議案第120号	令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第4号）について	〃
議案第121号	令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について	11 別冊

## 議案第 1 1 3 号

宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第 1 条 宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和 3 4 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「1 0 0 分の 1 6 2. 5」を「, 6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 6 2. 5, 1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 6 7. 5」に改める。

第 2 条 宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「, 6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 6 2. 5, 1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 6 7. 5」を「1 0 0 分の 1 6 5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(期末手当の内払)

第 2 条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

### 提案理由

市議会議員の期末手当について、国家公務員特別職の職員の給与改定等に関する人事院勧告に準じるため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 1 1 4 号

宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 宇土市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 5 1 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」を「, 6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 6 2 . 5, 1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に改める。

第 2 条 宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「, 6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 6 2 . 5, 1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(給与の内払)

第 2 条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

市長等の期末手当について、国家公務員特別職の職員の給与改定等に関する人事院勧告に準じるため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 115 号

宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 月 30 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
(宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成 12 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「100 分の 162.5」を「, 6 月に支給する場合には 100 分の 162.5, 12 月に支給する場合には 100 分の 167.5」に改める。

第 2 条 宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「, 6 月に支給する場合には 100 分の 162.5, 12 月に支給する場合には 100 分の 167.5」を「100 分の 165」に改める。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(給与の内払)

第 2 条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

教育長の期末手当について、国家公務員特別職の職員の給与改定等に関する人事院勧告に準じるため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 1 1 6 号

宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 宇土市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 2 年条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「， 6 月に支給する場合には」を，「1 0 0 分の 1 1 5）」の次に「， 1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 5（特定管理職員にあっては， 1 0 0 分の 1 2 5）」を加え，同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「， 6 月に支給する場合には」を，「1 0 0 分の 5 5）」の次に「， 1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 5 0（特定管理職員にあっては， 1 0 0 分の 6 0）」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
再任用職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000

16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200

54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		

92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95」を「100分の100」に、「100分の115）、12月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」を「100分の120」に改め、同項第2

号中「，6月に支給する場合には100分の45」を「100分の47.5」に，「100分の55」，12月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあっては，100分の60」を「100分の57.5」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第2条の規定は，令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の宇土市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は，令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には，第1条の規定による改正前の宇土市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は，改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

#### 提案理由

国家公務員一般職の職員の給与改定等に関する人事院勧告に準じるため，条例を改正する。

これが，この議案を提出する理由である。

議案第 1 1 7 号

令和 4 年度宇土市一般会計補正予算（第 9 号）について

令和 4 年度宇土市一般会計補正予算（第 9 号）を別冊のとおり定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により，議会の議決を必要とする。

これが，この議案を提出する理由である。

議案第 1 1 8 号

令和 4 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について

令和 4 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により，議会の議決を必要とする。

これが，この議案を提出する理由である。

議案第 1 1 9 号

令和 4 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 4 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により，議会の議決を必要とする。

これが，この議案を提出する理由である。

議案第 1 2 0 号

令和 4 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 4 号）について

令和 4 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により，議会の議決を必要とする。

これが，この議案を提出する理由である。

議案第 1 2 1 号

令和 4 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）について

令和 4 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により，議会の議決を必要とする。

これが，この議案を提出する理由である。